

【配布資料一覧】

1. 史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会 第1回会議次第
2. 報告事項及び内容等に関するご説明
3. 議事関係資料
 - 資料1) 史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会 名簿
史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会設置要綱
 - 資料2) 今後の予定
事業スケジュール
史跡中里貝塚整備基本計画書 目次（案）
4. 第1回史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会 議事に対する意見書

史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会
第1回会議次第

令和2年7月15日（水）

1. 議 事

○「報告事項及び内容などに関するご説明」で以下の議題について説明。

- (1) 史跡中里貝塚整備基本計画策定委員・「史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会設置要綱」について（報告）〈資料1〉
- (2) 史跡中里貝塚整備基本計画の策定について（報告）
- (3) 今後の予定について（報告）〈資料2〉

2. 次回委員会について

○次回委員会 令和2年8月3日（月）午後2時～（予定）
飛鳥山博物館3F会議室

報告事項及び内容等に関するご説明

議事（１）史跡中里貝塚整備基本計画策定委員・「史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会設置要綱」について（報告）

構成について

資料１「史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会 名簿」にあるように、「史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会設置要綱」（以下、設置要綱という）第３条に基づき、学識経験者３名、一般５名（地元代表２名、公募２名、近隣小中学校長１名）の、計８名で構成。

委員長・副委員長の選出について

設置要綱第４条には、「策定委員会に委員長及び副委員長を置く。」とある。

○委員長

委員長については、設置要綱第４条２「委員長は、委員の中から互選により選出する。」とあり、本来ならば委員が集まったの会議において、選出されるものである。しかしこのたびは、新型コロナウイルスの影響により会議の開催が困難であるため、昨年度の中里貝塚保存活用計画策定委員会で副委員長を歴任した「石川日出志 委員」を、委員長に指名することを委員各位にお諮りいたしたい。

○副委員長

副委員長については、設置要綱第４条４「副委員長は、委員の中から委員長が指名する者とする。」とあることから、次回（第２回）において選出することとする。

議事（２）史跡中里貝塚整備基本計画の策定について（報告）

過日送付の開催通知では、本計画策定において、その経緯と目的について、第１回にて審議する予定としていたが、次回（第２回）に繰り越すことといたしたい。

議事（３）今後の予定について（報告）

資料２「今後の予定」にあるように、今後の策定委員会（全５回）および、ワークショップ（地元勉強会、全４回）の議事を通して計画書の素案を作成し、令和２年度末までに計画書を刊行したい。

以上

史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会 名簿

令和2年7月

※敬称略

(委員)

氏 名	所 属 名 等
石 川 日出志	明治大学教授(考古学)
吉 村 晶 子	名城大学教授(都市計画)
植 月 学	帝京大学文化財研究所准教授(考古学)
松 本 晴 光	昭和町地区自治会連合会会長
山 田 和 夫	上中里貝塚町会会長
長 濱 恵美子	公募(北区在住)
西 原 令 春	公募(北区在住)
山 口 宗 彦	区立滝野川第五小学校長

(オブザーバー)

岩 井 浩 介	文化庁文化資源活用課 整備部門(記念物)文化財調査官
田 所 真	都教育庁地域教育支援部管理課 学芸員

(区関係理事者)

丸 本 秀 昭	まちづくり部都市計画課長
岩 本 憲 文	土木部参事(土木政策課長事務取扱い)
杉 戸 代 作	土木部道路公園課長

(教育委員会事務局)

小野村 弘 幸	教育振興部長
---------	--------

(事務局)

北区飛鳥山博物館

館長 野尻浩行 事業係長 鈴木直人

事業係(学芸員) 牛山英昭、安武由利子、高坂勇佑

事業係 加藤由子

TEL:03(3916)1133 FAX 03(3916)5900

E-mail: hakubutsukan@city.kita.lg.jp

史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会設置要綱

2北教教博第1343号
令和2年6月19日
教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 史跡中里貝塚整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定に資するため、東京都北区中里貝塚整備基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、地域関係者及び関係団体等から教育委員会が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がその任にあたる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員長は、やむを得ない事由により会議を開く暇のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、または賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、北区飛鳥山博物館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則 (令和2年6月19日教育長決裁2北教教博第1343号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、整備基本計画の策定日限り、その効力を失う。

今後の予定

- 策定委員会（全5回）および、ワークショップ（地元勉強会、全4回）の議事を通して計画書の素案を作成し、令和2年度末までに計画書を刊行する。

第1回策定委員会

開催時期) 7月中旬(書面による開催)
議事内容) 委員紹介、今後の予定 等

地元 [第1回ワークショップ(8/2)]
趣旨・目的の共有化、中里貝塚史跡広場の整備について

第2回策定委員会

開催時期) 8月上旬
議事内容) 計画策定の経緯・目的、史跡の現状と課題、計画の基本理念・基本方針 等

地元 [現地視察(8/30)]
事例視察
[第2回ワークショップ(9/6)]
整備プラン3案の提示

第3回策定委員会

開催時期) 9月下旬
議事内容) 整備基本計画(ゾーニング、段階的整備の考え方、施設等整備計画 等)

地元 [第3回ワークショップ(10/4)]
中里貝塚史跡広場整備の詳細検討

第4回策定委員会

開催時期) 11月中旬
議事内容) 整備基本計画(第3回の修正確認、公開・活用・管理運営に関する計画、事業計画、イメージパース 等)

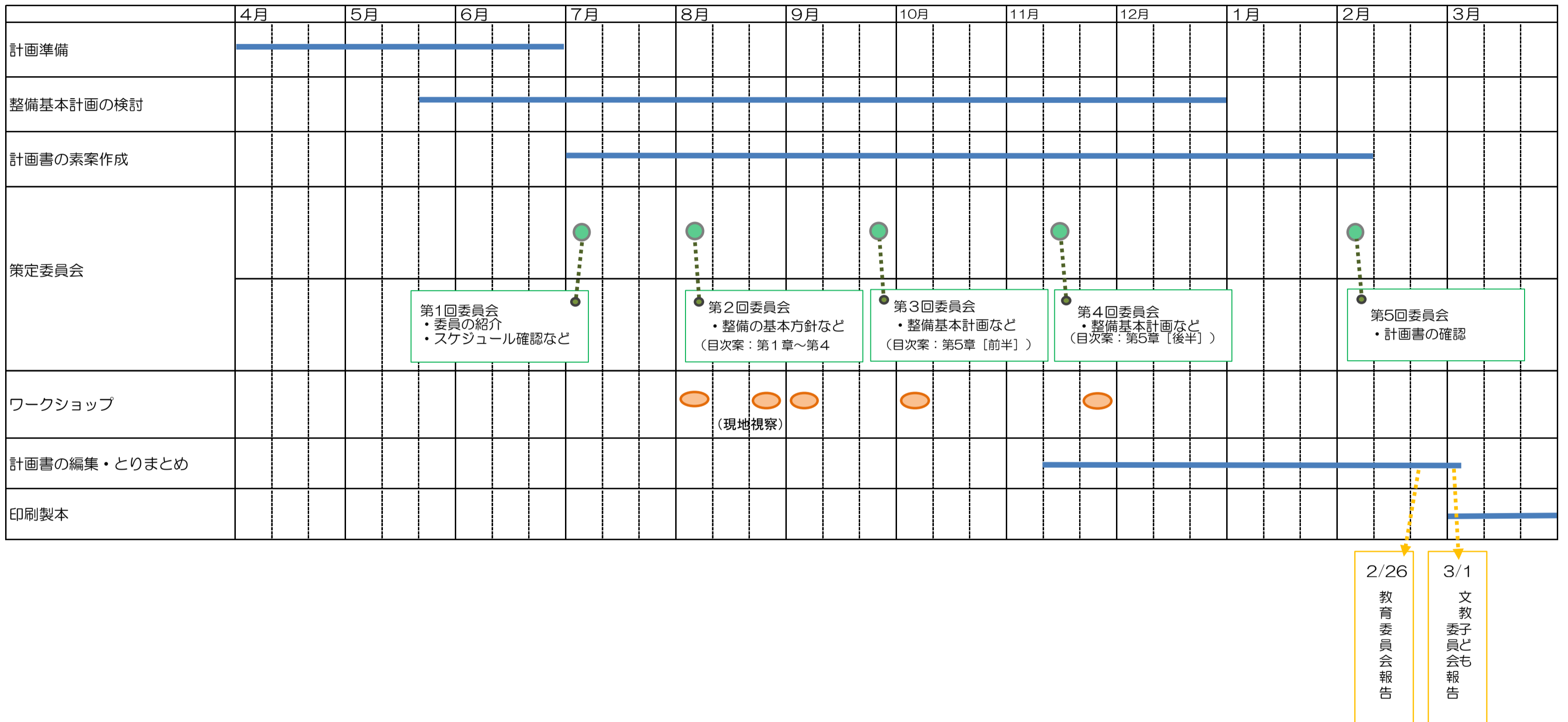
地元 [第4回ワークショップ(11/29)]
整備基本計画(案)の報告

第5回策定委員会

開催時期) 2月上旬
議事内容) 計画書の全体確認および承認

事業スケジュール

※事業の進捗状況や新型コロナウイルスの感染状況により、日程や内容が変更になる可能性があります。



史跡中里貝塚整備基本計画書 目次（案）

第1章 計画策定の経緯と目的

- 第1節 計画策定の経緯
- 第2節 計画の目的
- 第3節 委員会の設置
- 第4節 関連計画との関係

第2章 計画地の現状

- 第1節 自然的環境
- 第2節 歴史的環境
- 第3節 社会的環境

第3章 史跡等の概要および現状と課題

- 第1節 史跡等指定の状況
- 第2節 中里貝塚の概要
- 第3節 史跡中里貝塚の公開活用のための諸条件の把握
- 第4節 広域関連整備計画
- 第5節 課題の整理

第4章 基本理念・基本方針の策定

- 第1節 基本理念及び整備目標の設定 **第2回（8月上旬）**

第5章 整備基本計画の策定

- 第1節 ゾーニング・全体配置計画
- 第2節 段階的整備の考え方
- 第3節 遺構保存に関する計画
- 第4節 施設等整備計画
- 第5節 修景および植栽に関する計画 **第3回（9月下旬）**
- 第6節 周辺地域の環境保全に関する計画
- 第7節 地域全体における関連文化財との有機的な整備活用に関する計画
- 第8節 整備事業に必要な調査等に関する計画
- 第9節 公開・活用に関する計画
- 第10節 管理運営に関する計画
- 第11節 事業計画
- 広場完成イメージパース **第4回（11月中旬）**

参考文献一覧

図表出典

第5回（2月上旬）

第1回史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会

議事に対する意見書

私は、第1回史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会の報告事項（1）（2）（3）について、以下の通り意見します。

令和2年 7月 日

氏名

印

議事（1）史跡中里貝塚整備基本計画策定委員・「史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会設置要綱」について

議事（2）史跡中里貝塚整備基本計画の策定について

議事（3）今後の予定について

承認する

下記の通り、意見する

その他の意見